

令和5年第4回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和5年9月1日（金） 午前9時00分から
午前9時30分まで
2. 出席委員 小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征、齋藤覚
4. 会議次第

○ 小田委員長職務代理

定刻になりましたので、令和5年第4回定例委員会を開会いたします。
本日は、委員長が欠席のため、職務代理の私が司会進行を務めます。
出席委員が過半数を超えていますので委員会は成立といたします。
本日の議案は 10件と報告事項となっていますので、よろしくお願いいたします。
す。
それでは、はじめに議案第33号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」
から議案第35号「直接請求に必要な有権者数について」の3議案は、関連します
ので一括議題とします。
事務局より説明願います。

○ 事務局

議案第33号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和5年9月1日定時登録基準日における選挙人名簿登録者
数は、男性30,939名、女性33,525名、合計64,464名
となっています。

前回、6月1日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性30,
905名、女性33,483名、合計で64,388名でしたので、男
性34名、女性42名、合計76名の増となっています。

今回の定時登録者数は1,516名で、定時登録者数のうち、新有権
者（平成17年6月3日から平成17年9月2日生）の登録者数は男性
85名、女性64名、合計149名となっています。

有権者規模別投票区数及び投票区別選挙人名簿登録者数は別紙のと
おりです。この登録者数を東京都選挙管理委員会に報告します。

議案第34号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第28条の規定による抹消者は別紙のとおり1,
440名と
なっています。

議案第35号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有
する者の総数の50分の1の数は1,290名、市町村の合併の特例に関
する法律第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有
する者の総数の6分の1の数は10,744名、地方自治法第76条第1
項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有す

る者の総数の3分の1の数は21,488名となっています。

○ **小田委員長職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

議案第33号、34号、35号を原案のとおり可決する。

次に、議案第36号「在外選挙人名簿について」から議案第38号「在外選挙人名簿について」の3議案は、関連しますので一括議題とします。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第36号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和5年6月1日)以降に当市宛に男性1名、女性1名、計2名の在外選挙人名簿の出国時申請があり、海外居住確認を行い外務省の意見書をいただき登録資格を有しておりますので、本日付で在外選挙人名簿登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知いたします。

議案第37号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 令和5年6月1日の定例委員会以降に当市宛に国内に住所を有して4カ月経過した抹消対象者は、男性2名、女性1名の計3名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知いたします。

議案第38号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回(令和5年6月登録日)の登録者は138名で、男性は57名、女性は81名です。

6月からの登録者は、男性1名、女性1名の計2名であり、抹消者は男性2名、女性1名の計3名ですので、令和5年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者は、137名で、内訳は、男性56名、女性81名で、最終住所地による名簿登録者数は102名、本籍地による名簿登録者数は35名となっております。

○ **小田委員長職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

ご異議なければ原案のとおり可決する。

次に、議案第39号「国立市検察審査員候補者予定者名簿について」と議案第40号「国立市裁判員候補者予定者名簿について」は関連するので、一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第39号 国立市検察審査員候補者予定者名簿について

(説明) 本議案は、「検察審査会法」(昭和23年法律第147号)第10条の検察審査員候補者の選定の規定に基づくもので、別紙のとおり、立川検察審査会から候補者の割当てについて、別紙写しのとおり通知がありました。今回の割当人員は、第1群から第4群まで各2名の計8名でした。

検察審査員候補者予定者の選出に当たっては、裁判員候補者予定者名簿と同様に国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの検察審査員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者8名の名簿を検察審査会に送付します。

○ **事務局**

議案第40号 国立市裁判員候補者予定者名簿について

(説明) 本議案は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年法律第63号)第21条の裁判員候補者予定者名簿の調製の規定に基づくもので、別紙のとおり、東京地方裁判所立川支部から裁判員候補者の割当人員について、通知がありました。今回の割当人員は78名でした。

裁判員候補者予定者名簿の調製に当たっては、国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの裁判員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者78名の名簿を東京地方裁判所に送付します。

○ **小田委員長職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **矢野委員**

検察審査員の説明の中の「群」とは何ですか？

○ **事務局**

名簿登載者の選任の時期になります。第1群は11月、第2群は1月というように、選任時期を4期間に分けたものになります。

○ **大橋委員**

選出にあたり年齢制限はありますか？

○ **事務局**

各名簿とも18歳以上69歳までとして、無作為に抽出しています。

○ **小田委員長職務代理**

それでは、裁判員候補者及び検察審査員候補者予定者名簿のご確認をしていただきたいと思います。

○ **各委員**

(選出した名簿を確認)

○ **小田委員長職務代理**

説明及び名簿の確認が終わりました。他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

議案第39号、40号を原案のとおり可決する。

続いて、議案第41号「国立市議会議員選挙に伴う選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第41号 国立市議会議員選挙に伴う選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表について

(説明) 本議案は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第2項の規定により、令和5年4月23日執行の国立市議会議員選挙に伴う選挙運動に関する収入及び支出の報告要旨を公表するものです。

内容について、議案に一覧表を添付しております。告示のための収支報告総括表はこちらにありますので必要に応じてご確認をお願いいたします。

○ **小田委員長職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

ご異議なければ原案のとおり可決する。

次に、議案第42号「国立市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程(案)」について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第42号 国立市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程(案)について

(説明) 本議案は、国立市選挙管理委員会事務局規程の中で局長の専決事項について、選挙管理委員会は独立した行政委員会となり、市の規則に則り専決規程となっていました。局長が課長職であるため、部長職の専決を局長が行うために改正をするものです。

○ **小田委員長職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

ご異議なければ原案のとおり可決する。

続いて事務局からの報告事項についてお願いします。

○ **事務局**

(報告) 国立市議会議員選挙の効力についての異議申出の裁決を6月6日にしたところですが、申立人が不服申し立てを東京都選挙管理委員会に3件の審査申立てがあり8月23日に採決があり3件ともに棄却となりました。内容については、裁決書をご確認下さい。

今後は、30日以内に高裁に提訴することが出来ますので、提訴しなければ確定となり供託金の返還となりますが、提訴されると供託金が返還出来ない状況です。

次に、資料はありませんが6月の関口議員の一般質問において、同議員の票数が間違っているのではないかとの質問があり、票数の間違いはないが、当日の放送内容を確認できないことから、間違いがあったかもしれないとの回答をしました。

議員より、選挙管理委員会に報告を行い今後は間違いの無いように対策をするようにとの要望がありました。

次の選挙では、開票所の放送の在り方について、公職選挙法及び国立市選挙執行規程等に照らし合わせ検討することといたします。

今後の予定です。11月2日に東京都明るい選挙推進大会があります。場所は、府中の森芸術劇場です。当日は、市役所から庁用車にて現地に行く予定ですので出欠を出来れば本日確認をさせていただければと考えています。委員の皆様のご都合はどうでしょうか。

○ **小田委員長職務代理**

大丈夫です。

○ **矢野委員**

大丈夫です。

○ **大橋委員**

私は予定があり、不参加になります。

○ **事務局**

承知いたしました。午後1時30分開始なので、12時30分に庁舎出発を予定しています。会長にも日程等の都合を確認して、またご連絡いたします。

他の報告事項として、10月13日には、未来高校の主権者教育授業を商協ビルのホールにて行います。見学に来られる方は事務局までご連絡をお願いいたします。また、12月1日は定時登録を行う定例会があります

その他、追加や変更につきましては随時ご連絡いたします。
報告事項は以上でございます。

○ **小田委員長職務代理**

事務局から出された議題等はすべて終わりました。
各委員さんの方で何かありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田委員長職務代理**

なければ、これで令和5年第4回定例委員会を閉会します。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和5年12月1日

委員 長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委 員 大 橋 康 男

委 員 矢 野 き く 子